

適格請求書等保存方式の概要

ーインボイス制度の理解のためにー

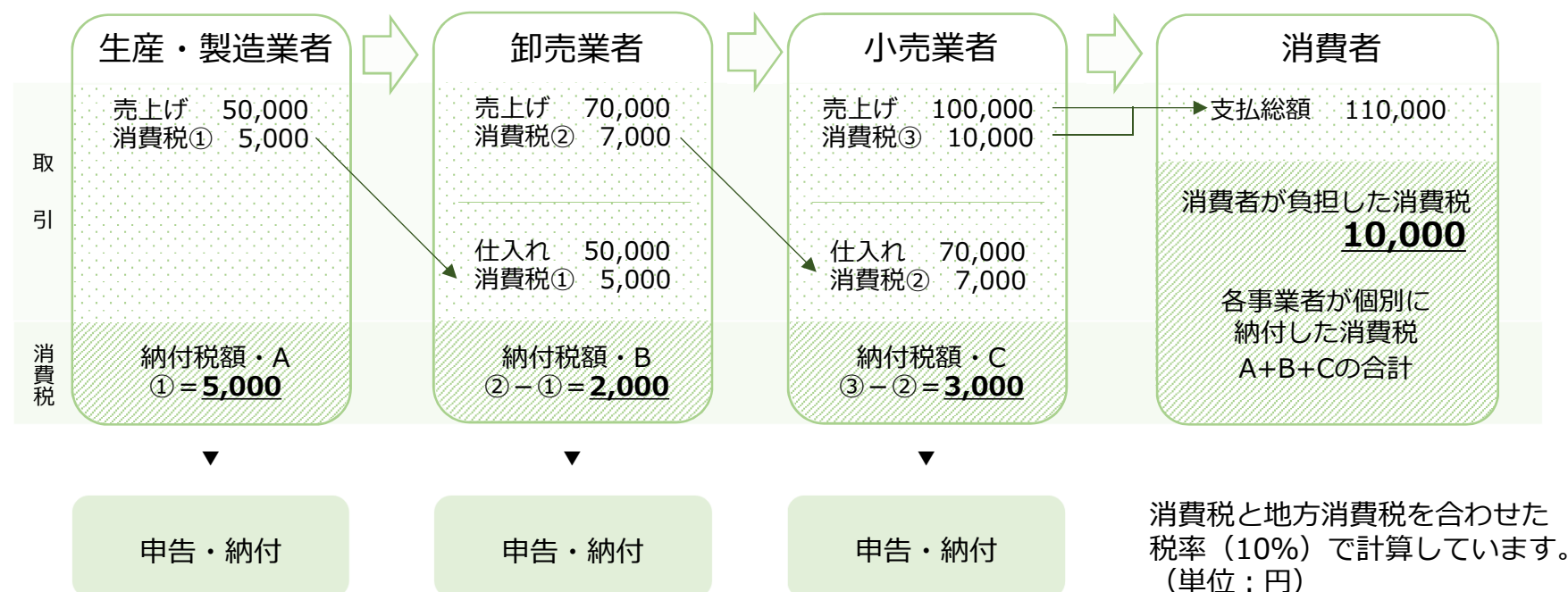
令和4年 3 月
沖縄国税事務所 間税課

消費税の基本的な仕組み

消費税とは

- > 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- > 最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の負担と納付の流れ



消費税の基本的な仕組み

> 税率は、
標準税率 10%
軽減税率 8%
の複数税率です。

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10%	8%

消費税の基本的な仕組み

用語

課税事業者と免税事業者

- その課税期間※1の基準期間※2の課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります（「課税事業者」といいます。）。

※1 原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度 ※2 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度

- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません（「免税事業者」といいます。）。
- 免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

詳しくは…

消費税の一般的な事柄及び手続については、
「消費税のあらまし」
（国税庁ホームページ）等をご覧ください。

消費税の基本的な仕組み

消費税額の計算方法等

- > 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「**仕入税額控除**」といいます。）計算します※。

- 仕入税額控除の適用を受けるためには、**一定の要件**を満たす必要があります。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※} \text{ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※} \text{ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存

**ここが
変わります**

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

- > 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となります。
- また、買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

開始時期

- > **令和5年10月1日**に開始されます。

適格請求書とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

- > 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた

「適格請求書発行事業者」

に限られます。

- 課税事業者が、登録を受けることができます。

- ※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

2 適格請求書の記載事項・記載の留意点

適格請求書の記載事項

> 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

- 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
		(内 消費税額 ¥24)
		(内 消費税額 50)
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

記載に当たっての留意点

Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
 - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。
 - ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

〇〇(株) 御中

請求書

〇年11月30日

(株)△△

(T123…)

請求金額 (税込) 60,197円

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	－
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	－
11/15	花	57	77	4,389	－
11/15	肥料	57	417	23,769	－
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

端数処理

2,164

2,815

《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円（税抜き）
 - 10%対象：28,158円（税抜き）
 - ・ それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
 - 8%対象：27,060×8/100=2,164.8→2,164円
 - 10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,815円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

【例②：認められない例】

〇〇(株) 御中

〇年11月30日

(株)△△

(T123…)

請求金額（税込）60,195円

※は軽減税率対象

請求書

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

行

ご

と

に

端

数

処

理

合

算

《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
 - ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
- ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

記載に当たっての留意点

Point

仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの
相手方の登録番号

仕入明細書
« 4 月分 » ○年○月○日

●● (株) 御中 (株) △△

登録番号: T123456

○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	支払金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
		...		
合計		仕入金額	消費税額等	
		8%対象 100,000円	8,000円	
		10%対象 110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|--|---|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨） |
| ② <u>課税仕入れの相手方</u> の氏名又は名称
及び <u>登録番号</u> | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る
支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 |

※ 例えば、事務所の賃貸借のように、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書の交付がされない取引の場合、適格請求書の記載事項の一部（課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書及び通帳又は銀行が発行した振込金受取書（課税資産の譲渡等の年月日を示すもの）を合わせて記載事項を満たしていれば、これらの書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

記載に当たっての留意点

Point

複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の記載事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

⑥ (株)〇〇御中 XX年 11月 1日

② 10月分 (10/1~10/31) 109,200 円 (税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960 円
No.0012	7,640 円
No.0013	9,800 円
...	...
合計	109,200 円 (消費税 9,200 円)
10%対象	66,000 円 (消費税 6,000 円)
18%対象	43,200 円 (消費税 3,200 円)

④

⑤ 登録番号 △△商事(株) T012345...

①

納品書番号 (関連の明確化)

納品No.0013 (株)〇〇御中

納品No.0012 (株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0011 (株)〇〇御中 △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。

XX年 10月 1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400 円
じゃがいも ※	2,160 円
割り箸	1,100 円
ビール	3,300 円
合計	11,960 円

③

※印は軽減税率対象商品

記載事項

- | | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

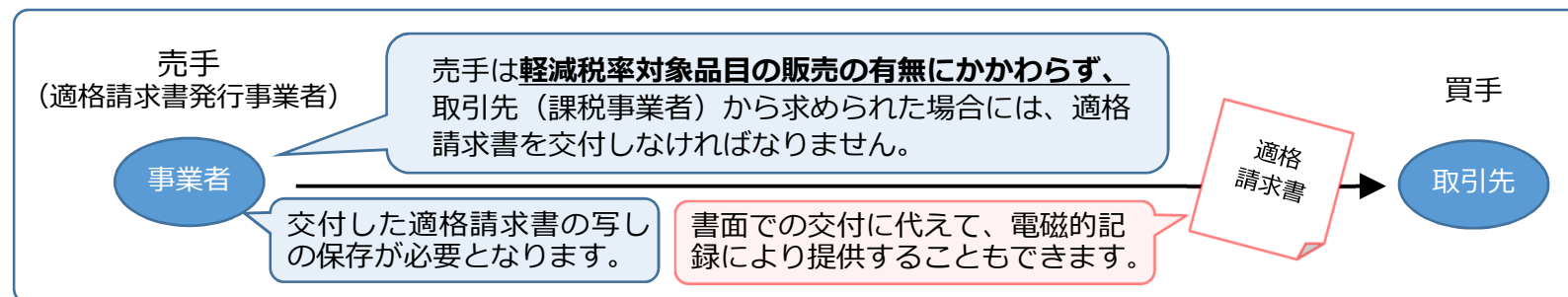
3 売手の留意点（適格請求書発行事業者の義務等）

適格請求書発行事業者の義務

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- **適格請求書の交付**
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する
- **適格返還請求書の交付**
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する
- **修正した適格請求書の交付**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する
- **写しの保存**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

交付義務の免除

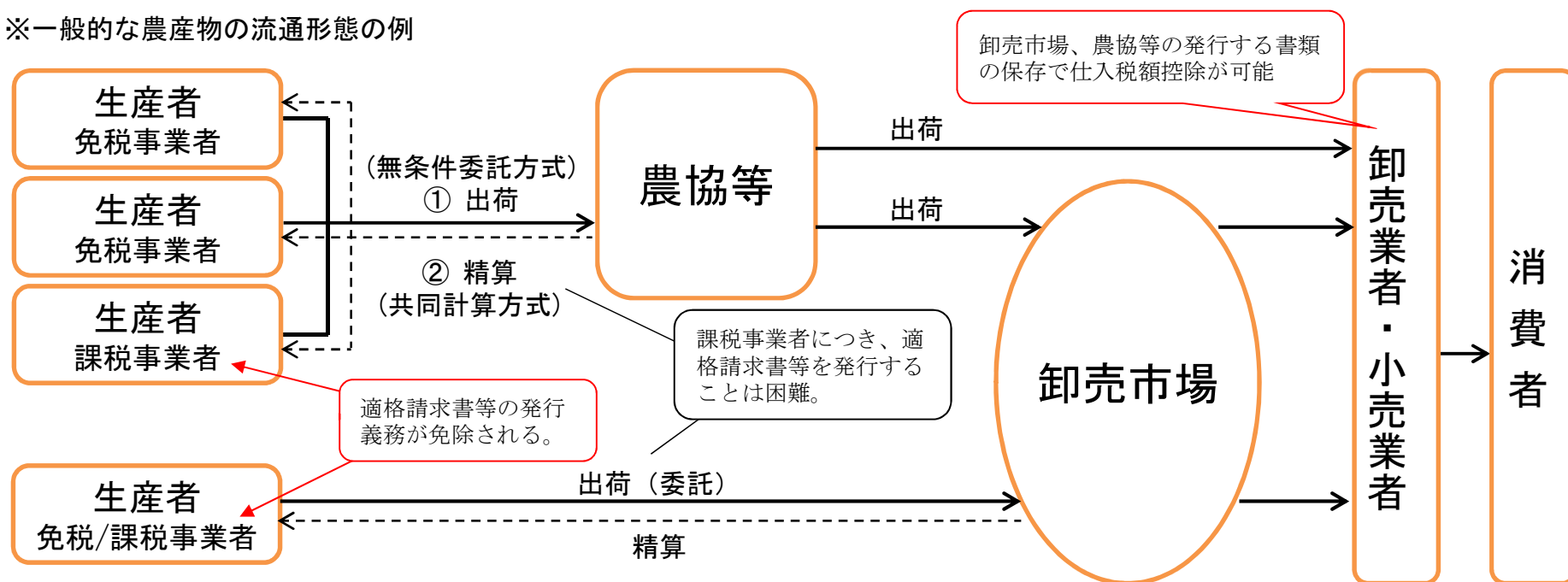
> 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

農協等を通じて取引される農産物等に対する特例

- 現在、卸売市場、農協等を通じた流通形態では、どの生産者の農産物かを把握せずに流通させる仕組みとなっているため、課税事業者から出荷された農産物と免税事業者から出荷された農産物の区分は困難。
- このため、課税事業者である生産者が卸売市場、農協等を通じて販売する農産物に係る適格請求書等を発行することは困難。
- 従って、卸売市場、農協等が販売の委託を受けて行う（農協等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限る）農林水産品の譲渡等については、適格請求書等の発行義務を免除し、当該卸売市場、農協等から交付を受けた書類（及び帳簿）の保存で仕入税額控除を可能とする。

※一般的な農産物の流通形態の例



①出荷（無条件委託方式）

生産者は、出荷した農産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を農協等に委託。

②精算（共同計算方式）

一定期間に農協等が出荷した同種、同規格、同品質ごとの農産物の平均価格によって精算する（全体の販売代金について、農協等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う）。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

4 買手の留意点（仕入税額控除の要件）

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - > 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
 - ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	適格請求書 （いわゆるインボイス）等 の保存

ここが
変わります

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

保存が必要となる請求書等の範囲

> 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等
（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（スライド11「交付義務の免除」②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

> 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① スライド11の適格請求書の交付義務が免除される取引のうち、①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

Point

その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、**これらの規定は廃止**されます。
- また、現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の導入後は、このような**追記をすることはできません**。

Point

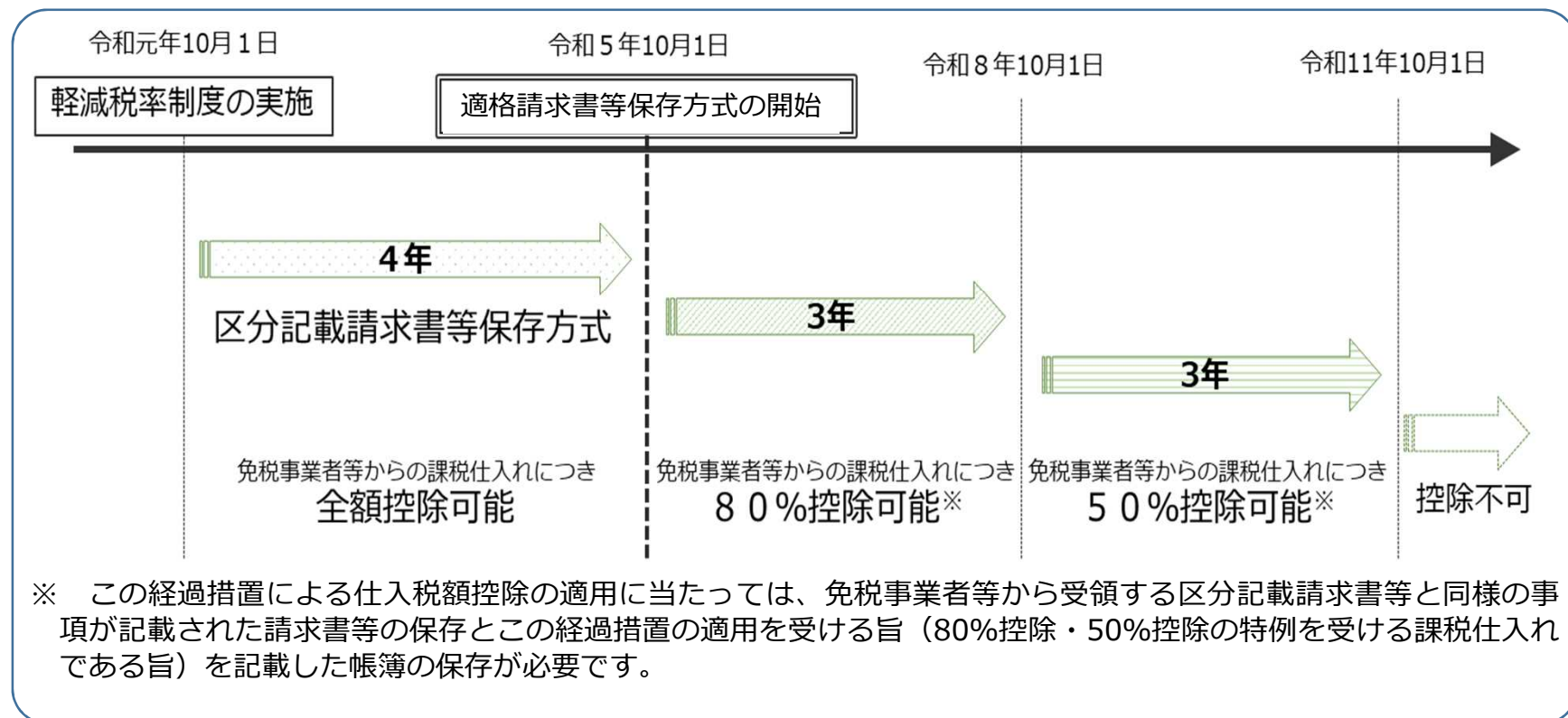
簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはなりません。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

6 適格請求書発行事業者の登録申請手続

登録を受けるには

- > 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。
- > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付することはできません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知および公表が行われます。
 - ① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。
 - 法人番号を有する課税事業者は、T + 法人番号
 - 上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T + 13桁の数字
 - ② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
 - ③ 公表事項は、適格請求書発行事業者公表サイトで確認することができます。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

登録を受けるには

「登録申請手続は、e-Taxで！！」

- e-Taxソフトのほか、「**e-Taxソフト(WEB版)**」（パソコンで利用可能）又は「**e-Taxソフト(SP版)**」（スマートフォンで利用可能）を利用して登録申請手続を行うことができます。
- 「e-Taxソフト(WEB版)」又は「e-Taxソフト(SP版)」を利用すると、画面案内に従い入力する（問答形式）ことにより、入力に必要な項目に漏れのない登録申請データを作成・送信することができます。

（注） e-Taxを利用した作成・送信は、令和3年10月1日から利用可能となります。

e-Taxを利用した登録申請手続には、**電子証明書（マイナンバーカード等）が必要**となりますので、事前にご準備をお願いします。

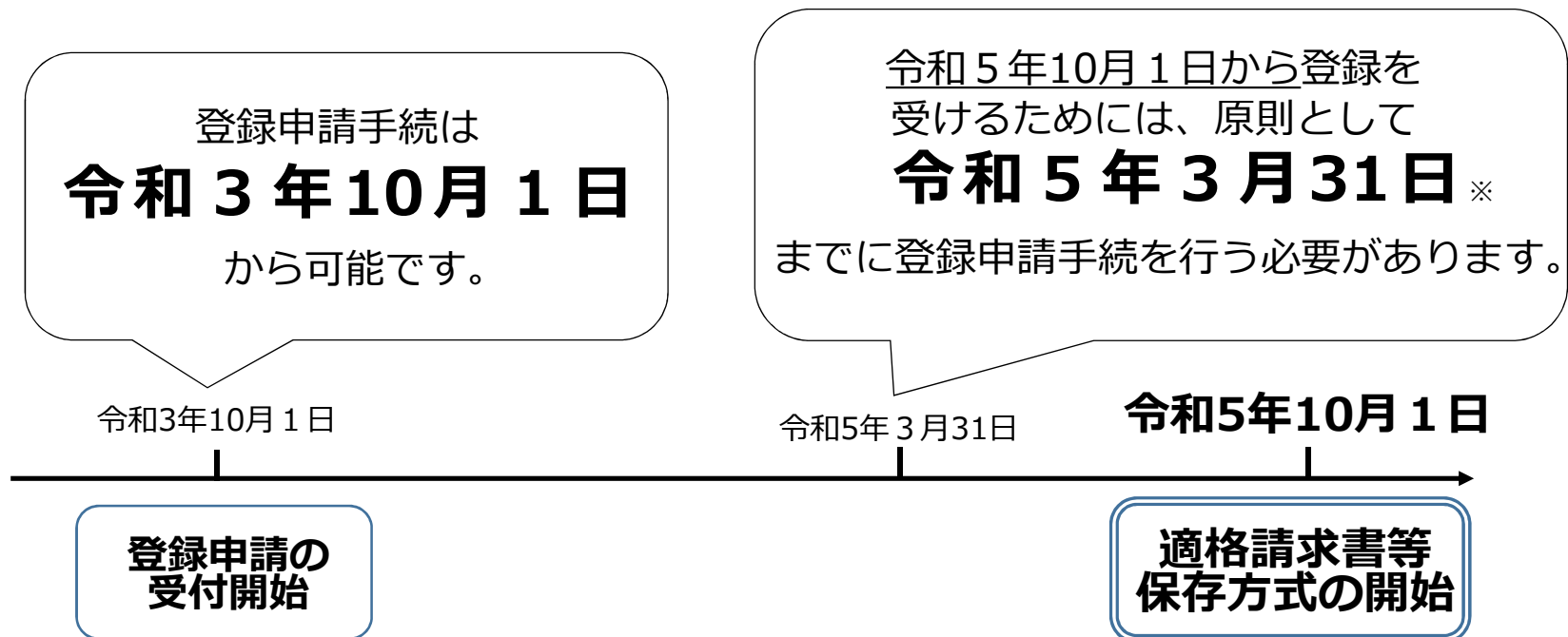
Point

登録通知の受領もe-Taxで

- e-Taxで登録申請する際に、「登録通知の電子通知」に同意することで、登録通知をデータで受け取ることができ、データで受け取った場合、以下のメリットがあります。
- 1 **書面通知より、登録通知を早く受け取ることができる**（郵送によるタイムラグがない。）。
- 2 **登録通知データの紛失リスクがない。**
- 3 **取引先への連絡が便利**（メールに登録通知のデータを添付して、メールでの送信が可能）。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

登録申請のスケジュール



※ 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで。
（「困難な事情」については、その程度は問いません。）

適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項

登録申請書の提出に当たっては、以下の事項をご確認いただきますようお願いいたします。

登録申請書に記載誤り等がある場合は、記載内容の確認などが必要となるため、登録通知までお時間をいただくことがあります。

登録申請書の記載方法につきましては、併せて[記載例](#)もご参照ください。

【個人事業者の場合】

〔氏名〕欄

屋号は記載せず、「氏名」のみ記載してください。

※ 屋号の公表を希望される場合は、「[適格請求書発行事業者の公表（変更）申出書](#)」を提出する必要があります。

〔代表者氏名〕欄及び〔法人番号〕欄

記載不要です。

【法人の場合】

〔本店又は主たる事務所の所在地〕欄・〔名称〕欄

原則として登記情報が公表されますので、登記に記載された情報を正確に記載してください。

〔法人番号〕欄

法人番号が指定されている場合は、必ず記載してください。

※ 登記情報や法人番号は「[国税庁法人番号公表サイト](#)」でご確認いただけます。

【法人・個人事業者に共通する事項】

〔事業者区分〕欄

「課税事業者」または「免税事業者」のいずれかに必ずチェックしてください。

〔登録要件の確認〕欄

・「課税事業者です。」欄

適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、「はい」をチェックしてください。

・「消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。」欄

「はい」または「いいえ」のいずれかに必ずチェックしてください。

※ 「消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられる」とは、起訴され、裁判により罰金以上の刑が確定したことをいいます（「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。）。

e-Tax により提出される場合にご注意いただきたい事項

同じ内容の登録申請書を重複して送信しないようご注意ください。

※ e-Tax により提出された場合は、受信したことをお知らせする「受信通知」がメッセージボックスに格納されます。「受信通知」にエラーの表示がない場合は、正常に送信できているため、改めて送信しないようご注意ください。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

免税事業者の登録申請手続等

- > 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です（経過措置）。

- 登録を受けるために登録申請手続を行います。
- ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例①】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (令和5年3月31日) ↓	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため、 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

- > 上記以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続を行うだけでなく、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

- 「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、
- 課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請手続を行う必要があります。

※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

⇒ 課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請手続を令和5年11月30日※までに行う。

※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

Point

登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

Point

簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

- 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。
- ただし、免税事業者が**令和5年10月1日の属する課税期間**に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合（P33参照）、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した**届出書をその課税期間中に提出すれば**、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

【例】免税事業者である個人事業者や12月決算の法人※が、令和5年10月1日から登録を受ける場合で、令和5年12月期から簡易課税制度を適用するとき ※令和3年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限
(令和5年12月31日)
令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

9 インボイス制度特設サイト

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内
- ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
- ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ & Aなどを随時掲載しています。

オンライン説明会とは

- 国税当局において、事業者の方にインボイス制度をご理解いただくため、WEB形式による説明会（以下「オンライン説明会」といいます。）を実施しています。
- 全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

※登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日(金)以降です！！

全国どこからでも参加可能な
オンライン説明会に
ご参加ください！

Youtube
国税庁動画
チャンネル

第1回
インボイス制度概要編
消費税！
インボイス！

請求書
制度の概要

お問合わせが多い
質問等随時更新

Q & A

取扱通達

申請手続

e-tax

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談については、[消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター](#)で受け付けております。

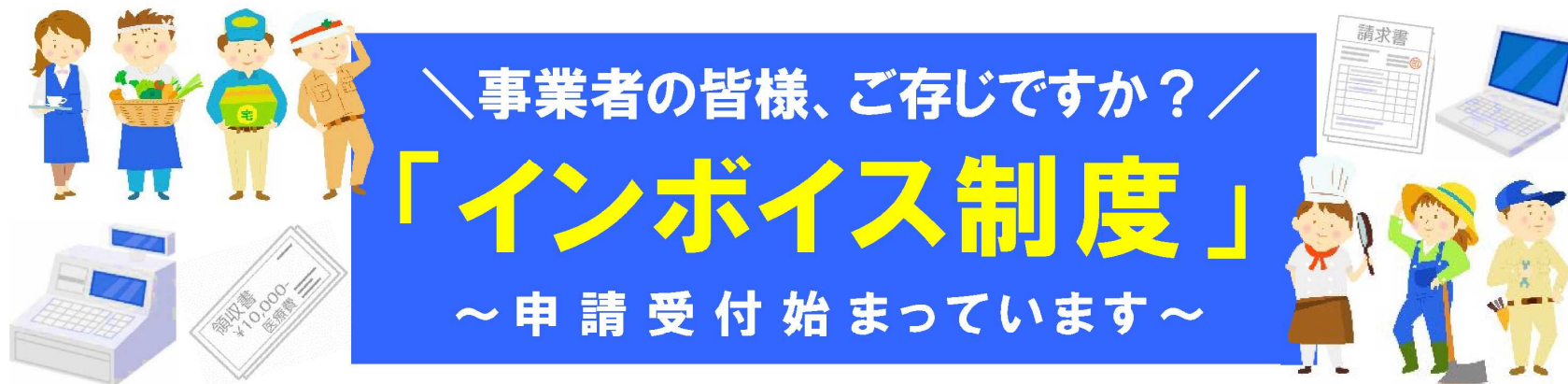
【フリーダイヤル】
0120-205-553（無料）
【受付時間】
9：00～17：00（土日祝除く）

税務署にて個別相談（具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど電話での回答が困難な相談）も受け付けております。

国税庁ホームページ | ご意見・ご要望 | 関連リンク | ウェブアクセシビリティ | 利用規約・免責事項・著作権 | プライバシーポリシー

国税庁

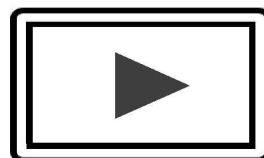
Copyright © 2021 NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.



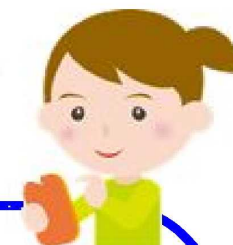
令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が開始されます。
適格請求書発行事業者(消費税の課税事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



動画で学ぼう！



**基本から
わかりやすい！**



インボイス制度とは？

インボイス制度の基本を分かりやすく
解説した動画となっています。



消費税とは？

消費税の基本的なしくみについて解説
した動画となっています。

Web-TAX-TV



注 目

制度対応には準備が必要だよ。
ご検討はお早目
によりしく願
いします。



インボイス制度対応に向けた準備のポイント

売手としての準備

- ☐ 継続的な取引の相手先（買手）に対して、
 - ①登録番号、②適格請求書の様式や交付方法の認識共有など
- ☐ 自身が行う取引について適格請求書の記載事項を満たす書類を整備（請求書、納品書、レシートなど）
- ☐ 適格請求書の交付方法（電子インボイスの提供など）を検討
- ☐ 必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修など

買手としての準備

- ☐ 継続的な取引の相手先（売手）に対して、
 - ①登録の有無の確認、②適格請求書の様式や受領方法の認識共有など
- ☐ 必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等
- ☐ 適格請求書等保存方式に係る社員研修の実施



＼登録を予定されている方へ／

- ・登録申請は令和3年10月から受付中！もう始まっています！
- ・多くの事業者の方が登録申請をされています！
- ・早目の登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

～登録申請手続関係サイトのご紹介～

適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

作成マニュアル
～e-Taxソフト(WEB版)～



作成マニュアル(個人事業者向け)
～e-Taxソフト(スマホ版)～



登録申請手続



【動画】(個人事業者向け)
～スマホを利用した登録申請手続～

Web-TAX-TV



適格請求書発行事業者の登録申請は
e-Taxで！【令和3年10月】

Q & A

お問合せが多い
質問等随時更新



Q & A



インボイス制度特設サイト



インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、
軽減税率・インボイスコールセンターへ！！



フリー
ダイヤル

0120-205-553(無料)

受付
時間

9:00～17:00
(土日祝除く)